（削る）
（削る）
（削る）
2　（略）
（中間貯蔵総括課の所掌事務）
第四十七条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　中間貯蔵部の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。
二　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。
三　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（調査設計課の所掌事務）
第四十八条　調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　前号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
（削る）
第四十九条～第五十一条　（略）
（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）
第五十二条　中間貯蔵施設整備推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　中間貯蔵施設の整備に関する工事の監督に関すること。
二　中間貯蔵施設の整備に関する工事の検査に関すること。
三　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する工事に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。
（用地企画課の所掌事務）
第五十三条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。
二　中間貯蔵施設の整備に係る用地の予算の管理に関すること。
三　中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関すること。
四　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関すること。

用地補償第一課
用地補償第二課
中間貯蔵施設整備推進課
2　（略）
（新設）
（調査設計課の所掌事務）
第四十二条　調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　前号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
四　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。
第四十三条～第四十五条　（略）
（新設）

（新設）